

「通所介護」
「介護保険法に基づく第一号通所介護」
重要事項説明書

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 倉敷にじの里
主たる事務所の所在地	〒710-0843 倉敷市浦田1533番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 井上 数馬
設 立 年 月 日	平成23年2月3日
電 話 番 号	086-441-6370

2. 事業所の概要

事業所の名称	うらたの里デイサービスセンター		
事業所の所在地	〒710-0843 倉敷市浦田1533番地2		
電話番号	086-441-6003		
FAX番号	086-441-6004		
指定年月日・事業所番号	令和2年4月1日指定	3370208781	
実施単位・利用定員	1単位	定員23人	
通常の事業の実施地域	倉敷市（ただし、玉島、真備、児島は除く）		
併設事業所	特別養護老人ホームうらたの里 うらたの里短期入所生活介護、にじの里介護保険センター		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 運営の方針

- 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・食事の提供

食事の提供及び必要な介助を行います。

- ・入浴（個浴、機械浴）

入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。

- ・日常生活動作の機能訓練

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。

- ・健康状態の確認

体調や血圧等の確認を行います。

- ・送迎

自宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。

- ・日常生活における相談及び助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

- ・その他日常生活上の援助

利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の従業者の体制

（令和2年9月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
生活相談員	人	3人	人	人
看護職員	人	1人	1人	人
介護職員	3人	3人	2人	人
機能訓練指導員	人	1人	人	人
送迎員	人	人	2人	人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は【別紙①】の利用料金表のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 通所介護の利用料

別紙①をご参照ください。

(2) その他の費用

行事費…費用が発生する行事等に参加した場合、実費を頂きます。 同意する・しない

趣味活動費…費用が発生する趣味活動を行った場合の材料費等の実費を頂きます。

同意する・しない

その他料金については、別紙①をご参照ください。

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日 17 時までには事業所に申し出てください。利用日の前営業日 17 時までには連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日 17 時までにご連絡がなかった場合	利用者負担金の 100% の額 食費代相当 650 円

(4) 支払い方法

利用料・費用は、1 か月ごとに計算し、ご利用月の翌月 10 日以降に請求書を発送しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

窓口での現金支払	受付時間：月～土曜日 9 時～16 時 30 分
金融機関口座からの自動引き落とし	お取扱いは「トマト銀行」のみ 口座振替日：毎月 20 日（20 日が土日祝の場合はその翌営業日が振替日となります） 別途申込書への記入が必要となりますので、お申し出ください。
指定口座への振込	トマト銀行 笹沖支店 普通預金 口座番号：1364262 (振込手数料はご本人のご負担となります)

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、他の利用者が適切なサービスの提供を受けることができるよう、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- ・事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用してください。
- ・その他事業所の規則等を遵守してください。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職

中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	① ②

11. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	086-441-6003
	受付時間	月曜日から土曜日 8時30分から17時30分
	担当者	生活相談員

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	倉敷市役所 介護保険課	電話 086-426-3343 8:30~17:15 月~金（土日祝除く）
	岡山県国民健康保険団体連合会	電話 086-223-8811 8:30~17:00 月~金（土日祝除く）

13. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

14. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・利用者又はその家族が事業所や従業員又は他の利用者に対して、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」等で定義されているハラスメント行為を行い、改善依頼をしても尚、同様の行為を継続した場合

※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」全文は厚生労働省のホームページをご覧ください。

【 添 付 書 類 】

- ハラスメント資料
- 別紙①利用料金表

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地 倉敷市浦田 1533 番地 2
事業所名 社会福祉法人倉敷にじの里
代表者名 理事長 井上 数馬 (印)

説 明 者 所 在 地 倉敷市浦田 1533 番地 2
事業所名 うらたの里デイサービスセンター
職・氏名 ⑩

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

印

代 筆 人

住 所

氏 名

印

(本人との続柄)